

| | 県名 | 卸先の電力会社 | 1.保有設備 | 2.契約内容 | | 3.RPS法による影響 | |
|----|-----|---------|-----------|---|---|---|--|
| | | | | 2.1 | 2.2(円/kWh) | 3.1既設分 | |
| | | | | | | 3.1.1 | 3.2.1 |
| 01 | 北海道 | 北海道 | 水力、風力 | 平成14年4月1日～平成16年3月31日 | 12.09円/kWh | 現契約における影響はない。今後については未定。 | 水力発電ダム式 出力26,600kW 運転開始予定 平成17年4月 (現在工程が遅延しており、工期変更を予定している。) |
| 02 | 青森県 | 東北電力 | 水力 | 平成13年4月1日～平成15年3月31日 | 8.35円/kWh | × | 水力ダム水路式 出力13,800kW 運転開始未定、水力発電ダム式 出力2,100kW 運転開始未定 |
| 03 | 岩手県 | 東北電力 | 水力、風力 | 卸供給に関する基本契約(水力):～平成21年度末まで(一部発電所については24年度末まで)、料金契約更新(水力):2年毎 | 水力発電単価 7.83円/kWh/(一部発電所については7.90円/kWh) | × | 水路式7000kW、ダム式3500kW(2地点) |
| 06 | 山形県 | 東北電力 | 水力 | 基本契約平成22年3月31日、受給契約平成16年3月31日(2ヵ年) | 7.75円/kWh | × | ダム式6300kW 平成20年4月1日 |
| 07 | 福島県 | 東北電力 | 水力 | 平成14年4月1日～平成16年3月31日 | 15.17円/kWh、11.51円/kWh | × | × |
| 09 | 栃木県 | 東京電力 | 水力 | 平成14年4月1日～平成16年3月31日 | 10.80円/kWh(定額:従量=85:15) | 特に生じていない | 可能性調査のみおこなっています |
| 10 | 群馬県 | 東京電力 | 水力、風力、太陽光 | 相俣他22発電所(平成1年4月)、日向見発電所(平成21年6月)、相俣第二発電所(平成20年6月)、下久保第二発電所(平成23年6月)、鬼石発電所(平成24年2月)、吉岡風力発電所(毎年更新)、中之条ダム発電所(毎年更新) | 相俣他22発電所(平均8.48円/kWh)、日向見発電所(12.94円/kWh)、相俣第二発電所(10.16円/kWh)、下久保第二発電所(7円/kWh)、鬼石発電所(11.5円/kWh)、吉岡風力発電所(メニュー単価)、中之条ダム発電所(メニュー単価) | 契約更新の交渉が始まっていませんのでわかりません。 | 流れ込み式発電所 最大出力61kW、運転開始予定平成16年3月 |
| 11 | 埼玉県 | 東京電力 | 水力 | 平成14年4月1日～平成16年3月31日、平成10年11月1日～平成21年3月31日 | 11.47円/kWh、12.26円/kWh | 既設発電所については、昨年度末(RPS法成立前)に料金更改契約をおこなったので、変更は生じていない。 | ダム式、3400kW、平成20年度予定 |
| 13 | 東京都 | 東京電力 | 水力 | ～平成22年 | × | × | × |
| 15 | 新潟県 | 東北電力 | 水力 | 平成13年4月1日～平成15年3月31日(今回は、平成15年4月1日～平成17年3月31日までの契約期間で平成15年3月上旬までに更新する予定) | 1.78円/kWh+基本料金321,865千円(4月～2月)・321,869千円(3月) | RPS法における政省令等の内容が不明なため、今後の影響も不明。関連する影響はない。 | 水力ダム式1600kW(平成20年12月)、水力ダム式2600kW(平成25年12月)、太陽光30kW(平成15年3月) |
| 17 | 石川県 | 北陸電力 | 水力、風力 | 2年間(次回2004年3月、水力)、15ヵ年(風力) | 水力:3.21円/kWh+基本料金1ヶ月63,017,000円(4～3月)・63,026,000円(3月)、風力:11.1円/kWh | × | 水力発電ダム式 出力3600kW 平成18年3月 |
| 18 | 福井県 | 北陸電力 | 水力、風力 | 水力2年間(14年度更新交渉あり)、風力(15年間) | × | これからの交渉を行うため、不明。今のところ電力会社からは何も伝えられていない。(水力については1000kW以下が対象となる見込みがあるためか) | × |
| 19 | 山梨県 | 東京電力 | 水力 | 平成13年4月1日～平成15年3月31日(2年間、西山発電所外16発電所)、平成10年4月1日～平成20年3月31日(10年間、塩川発電所) | 西山発電所外16発電所 8.43円/kWh(2部生90:10)、塩川発電所 13.12円/kWh(従量制) | - | - |
| 20 | 長野県 | 中部電力 | 水力 | 平成13年4月1日～平成15年3月31日まで | 約10円/kWh | × | 構想段階であり、具体的内容については解答できる状況にありません。 |

| 3.2新設分 | | |
|--------|--|---|
| | 3.2.2 | 3.2.3 |
| 北海道 | 卸供給の同意を得ており、今後仮契約及び基本契約について協議する | × |
| 青森県 | 行っていない | ダム緒元変更計画予定により発電計画の変更の可能性があるため、電力会社との交渉は現在のところ行っていない。 |
| 岩手県 | 一部スムーズではない | 電力需要の低迷、電力自由化の影響と思われる |
| 山形県 | ・平成3年に上記発電所の開発同意は得ているが、その後建設コストの低減が求められている中で、現在仮契約の交渉中である。しかし、スムーズに仮契約を結ぶことは困難である。 | ・ 織込み人員が多すぎると言われている ・ 建設コスト低減で当初設計の圧縮が求められている ・ 財源についても見直しを言われている |
| 福島県 | × | × |
| 栃木県 | × | × |
| 群馬県 | 始めたばかりであるので何とも言えない。 | × |
| 埼玉県 | 進んでいる | × |
| 東京都 | × | × |
| 新潟県 | 卸供給する水力発電所については、平成11年3月までに基本系な交渉を完了しており、RPS法に関連する影響はない。 | × |
| 石川県 | 建設費の上限設定、売電価格の圧縮が予想される | × |
| 福井県 | これから交渉となるが、厳しいものになると予想される | |
| 山梨県 | - | - |
| 長野県 | 構想の段階にあるいくつかの地点について、見解を問い合わせている状況です。 | 中部電力からは、電気料金の低廉化とともに新たな投資についての抑制を要請されており、同意を頂く状況には至っていません。 |

| |
|--|
| 4. 意見など |
| 道内における水力発電の買い取り枠は25万kWに制限される等新エネ促進法の足枷となっている。また、バイオを初めとしたその他発電においては建設コストが高く、民間の参入はもとより公営における事業化も困難な状況である。公営電気事業は、環境における住民の福祉の向上のため新エネ促進する役割があると考えことから、国における助成金制度の拡充を強く求めたい。 |
| × |
| × |
| ・新エネルギーと自然エネルギーはニュアンス的には同じようであるが、中身的には異質のものであり、水力発電を主要産業としている県公企としては自然エネルギー促進で頑張っていたきたい。 |
| × |
| RPS法における新エネルギー対象としての風力は、1000kWダムなしで調整が進んでいるようであるが、法の趣旨から水力は30000kW以下で発電形式は限定しないものとする事が望まれる。 |
| 水力発電は燃料コストのかからない無限に再生可能な純国産エネルギーであり、発電過程において、CO2、NOx、Sox等を全く排出しないクリーンなエネルギーであることから、積極的な促進が必要であります。このような観点から、群馬県も中小水力発電の開発に鋭意取り組み、これらを通じて地域振興にも寄与して参りました。つきましては、群馬県としてはRPS法の誠意例の制定に当たっては、水力発電の開発が促進されるよう出力規模などの制限については、出力規模で3万kWまでを対象とするよう、又、維持流量発電についても対象となるよう要望しています。 |
| × |
| × |
| × |
| × |
| 新エネ特措法は電気事業者にその義務が課せられるものであるが、対等に契約交渉に望めるようになるには、時間がかかると予想される。長期契約のものは、法の恩恵を受けにくいと考える。 |
| ・水力発電は純国産のクリーンエネルギーで二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化防止策にも貢献していることを、電力会社との料金交渉に強調しているが、電力会社からは水力発電が環境にやさしいことはわかっているが、民間企業であるのでなかなか高い電気は買えないと回答される。 ・水力のクリーン性を考慮して、火力発電より1～2割高い単価まで買うようにしているようだが、今後の水力開発地点は小規模化、奥地化しているのでそれでも苦しい。 ・今後は、既設の発電所も含めて河川の自然環境を守るため、河川維持流量の増量が想定されるが(1m ³ / 100km ² 以上)、さらに経済性は厳しくなるものと予想される。 |
| |

| | 県名 | 卸先の電力会社 | 1.保有設備 | 2.契約内容 | | 3.RPS法による影響 | |
|----|------|---------|------------|--|---|--|---|
| | | | | 2.1 | 2.2(円/kWh) | 3.1既設分 | |
| | | | | | | 3.1.1 | 3.2.1 |
| 24 | 三重県 | 中部電力 | 水力 | 平成15年4月更新予定 | 8.92円/kWh | × | 水力発電ダム式 1200kW、RDF発電 12050kW(平成14年12月運転開始予定) |
| 26 | 京都府 | 関西電力 | 風力、水力 | 水力:平成13・14年度(2カ年)、風力:平成13年～28年度(15カ年) | 水力:約10円/kWh、風力:約11円/kWh | 現時点では特になし | × |
| 30 | 和歌山県 | 関西電力 | 水力 | 2年間(3発電所一括)、次回更新(平成15年4月1日) | 13.36円/kWh、3発電所一括(内従量料金2.27円/kWh) | × | × |
| 31 | 鳥取県 | 中国電力 | 水力 | 平成13年4月1日～平成15年3月31日 | 13.12円/kWh | いまだ具体的な交渉に至っていないため不明 | ○ダム式 H24運転開始予定、風力発電所 H17運転開始予定 |
| 32 | 島根県 | 中国電力 | 水力、風力(建設中) | 平成13年4月1日～平成15年3月31日 | 水力:10.05円/kWh、風力11.50円/kWh予定 | 現時点で具体的な影響は出ていないが、今後法施行時期に向けてどのような動きが出るかは不明。 | 風力発電 1,800kW 平成15年後半運転開始予定 |
| 33 | 岡山県 | 中国電力 | 水力 | 平成13年4月1日～平成15年3月31日 | 9.62円/kWh(15発電所)、11.26円/kWh(1発電所) | RPS法における政省令等の内容が不明なため、今後の影響も不明。 | 水力発電(ダム式) 最大出力4,600kW 平成17年4月 / 水力発電(ダム式) 最大出力460kW 平成18年4月 |
| 35 | 山口県 | 中国電力 | 水力 | 平成13年4月～平成15年3月 | 9.69円/kWh | 未交渉のため不明です | × |
| 36 | 徳島県 | 四国電力 | 水力、風力 | 水力2年毎(次回 平成15年度)、風力毎年 | 水力発電 8.31円、風力発電所 11.60円(通常期)・12.76円(7～9月) | 現在のところ変更等は生じていない。既設水力発電設備については、政令など具体的な規模が決定した後、該当するのであれば交渉の条件になるとなると思われる。 | × |
| 39 | 高知県 | 四国電力 | | 水力2年間(次回は平成16年)、風力(野市)1年間の自動契約、[大豊]15年間(次回はH26年) | 水力:7.88円/kWh、風力:野市12.76円/kWh(夏季)・11.60円/kWh(その他) 余剰電力購入のため価格は変動、大豊11.50円/kWh 新エネルギー購入メニュー | 水力は更新のたびに価格を下げられている。風力はメニュー価格なので条件の変更なし | × |
| 40 | 福岡県 | 九州電力 | 水力 | 平成14年4月1日～平成16年3月31日 | 約10.28円/kWh | × | × |
| 43 | 熊本県 | 九州電力 | 水力発電 | 平成14年4月1日～平成16年3月31日 | 9.35円/kWh | 次回料金交渉はH15年度のため、現時点では特になし。 | × |
| 44 | 大分県 | 九州電力 | 水力 | ～平成15年度 | 9.86円/kWh | 平成13年末に平成14年・15年度の契約更新を行ったが、約3%引き下げられた。電力会社が5年で10%減の目標を立てており、その影響を考える。 | × |
| 45 | 宮崎県 | 九州電力 | 水力 | 平成7年10月17日～22年3月31日(基本契約)/平成14年4月1日～平成16年3月31日(需給契約) | 9.66円/kWh(平均) | ダムなしで1000kW以下を対象とする現在の細則では、既設発電設備はすべて対象外になるため、RPS法による直接の影響はないと考えられる。 | ダム式(15M未満)、最大出力1,700kW、平成16年4月4日運転開始予定 |
| | 金沢市 | 北陸電力 | 水力 | 平成14年4月1日～平成16年3月31日(次回は平成16年4月1日契約更新予定):全発電所とも | 9.43円/kWh | 影響としては現時点ではわからない | × |

| 3.2新設分 | | |
|--------|--|--|
| | 3.2.2 | 3.2.3 |
| 三重県 | 水力発電についてはスムーズに進んでいる。RDF発電については電力会社のメニューにより売電予定。 | × |
| 京都府 | × | |
| 和歌山県 | × | × |
| 鳥取県 | 水力発電についてはスムーズに進んでいない。風力発電については未だ具体的なことが決まっておらず交渉に入っていない。 | 電力会社と発電単価でかなりの隔りがあるため、対応に苦慮している。 |
| 島根県 | 系統安定化対策について協議期間を要した。 | 電力系統が弱い離島への風力発電所建設のため、系統への影響を抑える対策について、かなりの協議期間を要した。 |
| 岡山県 | 基本的事項は協議済み | × |
| 山口県 | × | × |
| 徳島県 | × | × |
| 高知県 | × | × |
| 福岡県 | × | × |
| 熊本県 | × | × |
| 大分県 | × | × |
| 宮崎県 | 基本協定については平成12年3月に成立 | × |
| 金沢市 | × | × |

| 4. 意見など |
|--|
| <p>現在、公営電気が経営する水力発電は、電力会社に総括原価で買い取ってもらっていることから、新エネ特措法の成立で、その条件の変更などの直接的な影響は生じていません。また、公営電気が水力発電を建設するにあたっては、これまでも、事前に電力会社と売電料金などについて合意する必要があり、新エネ特措法の成立で直接的な影響は生じていません。言い換えれば、新エネ特措法が成立しても現状はなんら変わっていないということです。しかし、今後電気料金を下げるといった目的で進められる電力構造改革の中で、総括原価の中で買い取る制度がなくなるようなことがあれば、水力発電は火力発電等と比較して原価が高いということから、供給量過多といわれる現在の電力市場の中で見捨てられる恐れがあります。このことから、水力発電を推進していくためには、今回の新エネ特措法成立に関わって、水力発電設備が新エネ特措法の適用を受ける発電設備として位置づけられることが重要であると考えます。</p> |
| <p>中水力発電(特に30000kw未満)について石油代替エネルギーという位置付けだけでなく新エネルギー利用等の促進に関する特別に関する特別措置法に規定される「新エネルギー」に位置付けるよう希望する。</p> |
| <p>×</p> |
| <p>ダム式の水力発電所であっても、既設ダムの放流水を有効利用する目的で後から建設されたものもあり、これらは新エネルギー特措法の対称に含めるべきと考える。また、水力発電所は純国産のCO2を排出しないクリーンエネルギーであり、今後も開発を促進する必要がある。よってダム建設を伴わない新規の風力発電所については出力にかかわらず新エネ特措法の対象に含めるべきと考える。</p> |
| <p>×</p> |
| <p>--</p> |
| <p>×</p> |
| <p>×</p> |